

ID: 109

担当部署: 総合政策部 スポーツ・合宿推進課

処分の概要	使用料の後納承認		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市北体育館条例 第17条第2項において読み替える場合の第15条第2項ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第103号		
<p>【根拠条文】 (利用料金) 第15条 北体育館の利用料金は無料とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第10条第6号に定めるものが利用するときは、指定管理者に北体育館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。利用料金の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>4 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市北体育館条例施行規則第5条の規定による。 (利用料金の後納) 第5条 条例第15条第2項ただし書の規定により利用料金を後納とすることができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 利用の許可を受けた時間区分を超えて利用した場合 (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特別な事由があると認める場合</p> <p>2 利用料金を後納する場合は、北体育館利用料金後納願(別記様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和4年7月29日